

令和7年度 第3回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和8年1月27日(火) 午後1時～午後1時40分
2. 場 所 : 会津若松市役所 本庁舎4階 4-1 議室
3. 議 事 : 諮問案件
会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

4. 委員会出席者(敬称略)

会 長	中澤 真	(議長)
副会長	廣瀬 源	
委 員	江川 清	(議事録署名人)
委 員	千葉 明恵	
委 員	渡邊 市雄	
委 員	矢吹 孝志	
委 員	曾根 恵児	
委 員	佐藤 隆	
委 員	湯澤 広行	(議事録署名人)
委 員	山崎 雄一郎	
委 員	梅津 竜	
委 員	武藤 理恵子	

(以上17名中12名出席)

5. 事務局出席者

健康福祉部	部長	山口 勝彦
健康福祉部	副部長	櫻井 恭子
健康福祉部	副部長兼健康増進課長	宮森 健一郎
国保年金課	課長	二瓶 睦
国保年金課	特任主幹	山口 恵
国保年金課	主幹	上田 裕司
国保年金課	副主幹	井上 雅文
国保年金課	副主幹	芳賀 智基
国保年金課	主任主査	佐藤 和征

<議 事>

会 長 議事に入る。初めに会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 江川清委員、湯澤広行委員の2名を指名する。

諮問案件について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局 諮問案件、会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について説明する。

1 概要について、地方税法の一部改正による令和8年度からの「子ども・子育て支援金制度」の導入等に伴い、令和8年度の国民健康保険税率を改定する。これに伴い市国民健康保険税条例の一部を改正する。

2 保険税率改定の考え方について、毎年度県から示される「国民健康保険事業費納付金」を基に、併せて県から示される標準保険料率を参考に、これを確保できる保険税率とする。本市国保被保険者数や医療費の動向、年度間負担の平準化などを勘案する。

3 令和8年度の保険税率について、現下の社会経済情勢等に配慮し、現行税率を、子ども・子育て支援納付金を含め、調整減する。子ども・子育て支援納付金分について医療費分で調整し、応能割と応益割の比率を踏まえて幅広い所得層の負担軽減に配慮する。

現行税率は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の区分について、それぞれ所得割、一人当たりの均等割、一世帯当たりの平等割が定められている。令和8年度からは、子ども・子育て支援納付金分の区分が加わることとなる。子ども・子育て支援納付金についての課税限度額は3万円となる。

なお、担税能力に応じた応能割である所得割と、受益者負担としての応益割である均等割と平等割の比率は、50対50が基本とされている。

改定税率について、子ども・子育て支援納付金分は、所得割0.28%、均等割1,300円、平等割800円とするもの。これに対応して基礎課税分を、現行税率と改定税率との比較で、所得割1.0%の減、均等割1,300円の減、平等割1,400円の減とする。この結果、合計の改定税率は所得割11.18%、均等割36,000円、平等割33,600円となり、現行税率と比較し、所得割0.72%の減、均等割は現行税率と同額、平等割は600円の減額となる。

応能割、応益割の比率は、現行では応能割対応益割が55.52%対44.48%が、改定後は54.23%対45.77%となり、1.29ポイント分50対50に近づくもの。

改定後の調定額は7,700万円余の減額見込み。改定による影響は、1世帯当たり約5,500円、約4%の減、一人当たり約4,000円、約4%の減となる見込み。

県から示される標準保険税率との比較では、改定後は、所得割がプラス

0.37%、均等割はマイナス13,661円、平等割はマイナス2,964円。同時に示される事業費納付金の仮算定額は、25億5,344万2千円。

参考資料について説明する。

本市国保の現状は、被保険者数は県内市町村計と同様に減少傾向、一人当たり調定額は令和5年度以降上昇傾向、一人当たり保険給付費も上昇傾向にある。

本市の保険税率と国保事業費納付金の推移について、納付金と国保税収入額は右肩下がりとなっており、被保険者数の減少が主な理由。一人当たりの納付金額は横ばいとなっており一定程度抑えられているもの。

令和7年度の所得割の標準保険料率は11.15%、本市税率は11.90%、差が0.75ポイントだったが、改定後は、標準保険料率が10.81%、本市税率が11.18%、差が0.37ポイントとなり、差が小さくなる。均等割の標準保険料率は、7年度が49,921円、8年度が49,661円、本市は36,000円なので開きがあるが、今回はこの金額を維持する。平等割の標準保険料率は、7年度31,314円、8年度30,636円のところ、本市は7年度34,200円を8年度は33,600円とするもの。均等割を下げられなかった分を平等割で一定程度下げた。

令和7年度の県内13市の税率について、合計では本市税率は中位程度、一人当たり及び一世帯あたりの調定額は中位より若干低くなっている。

保険税率改定に伴う影響について、ケースごとに試算した。

1 法定軽減に該当しない夫婦子供の4人世帯の場合、合計所得300万円での試算の結果は、年間税額は4.3%の減額、子ども・子育て支援納付金分は一人当たり月額194円程度になる。

2 法定軽減2割該当の夫婦子供4人世帯の場合、合計所得200万円での試算の結果は、年間税額は4.2%の減額、子ども・子育て支援納付金分は一人当たり月額148円程度になる。

3 法定軽減に該当しない高齢者2人世帯の場合、合計所得200万円での試算の結果は、年間税額は4.6%の減額、子ども・子育て支援納付金分は一人当たり月額271円程度になる。

4 法定軽減5割該当の高齢者2人世帯の場合、合計所得100万円での試算の結果は、年間税額は2.5%の減額、子ども・子育て支援納付金分は一人当たり月額83円程度になる。

5 法定軽減2割該当の単身世帯の場合、合計所得91万円での試算の結果は、年間税額は3.4%の減額、子ども・子育て支援納付金分は一人当たり月額250円程度になる。

6 法定軽減7割該当の単身世帯の場合、合計所得43万円での試算の結果は、年間税額は1.4%の減額、子ども・子育て支援納付金分は一人当たり月額50円程度になる。

7 課税限度額を超過する単身世帯の場合、合計所得1,045万円での試算の結果は、新たに子ども・子育て支援納付金分の課税限度額が設定されるため、年間税額は2.8%の増額、子ども・子育て支援納付金分は一人当た

り月額2,500円程度になる。

事前にいただいた質問について回答する。

江川委員より質問のあった、1点目、子ども・子育て支援金制度の導入による国費について、現在確認できる範囲での回答となるが、本制度は、少子化が大きな課題となっている中で、子ども・子育て支援を拡充していくための財源を確保するもの。国の資料によれば、「こども未来戦略」加速化プランによる支援に要する費用として、令和10年度において3.6兆円が必要となり、そのうち子ども・子育て支援金制度により全保険者全体で約3割となる1兆円程度を納付することとなり、残る額については、その他の公費や経費の節減で賄うとされている。国民健康保険の場合は、低所得者の保険料軽減措置として納付金の2割から3割は公費の補填があり、子ども・子育て支援納付金についても同様の補填措置がある。

子ども・子育て支援納付金として納付された財源は、国・県を通じて、子ども・子育て支援の拡充に活用され、本市においても所管部門において子ども・子育て支援にかかる様々な施策に活用されるものと承知している。

2点目、調定額約18億3,400万円と国民健康保険事業費納付金約25億5,300万円との差額はどのように調整されるのかとの質問について、平成30年度の国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、国等の財政支援が拡充されており、所得水準が低い国民健康保険に配慮した保険基盤安定制度として、保険税の法定軽減に応じた財政補填がなされている。県に納付する国民健康保険事業費納付金の主な財源は、保険税が7割、残る3割は国等の財政支援を充てている。

会 長 質疑に移る。質問、意見はあるか。

江川委員 子ども・子育て支援納付金は恒久的に続くのか。被保険者の負担にならないように進んでいくのか、情勢によっては負担が増えていくのか、今後の見通しについて伺いたい。

事務局 子ども・子育て支援金制度は、国の、法に基づく制度である。これに伴う財政支援の在り方については、国全体の社会保障費や現役世代の負担軽減等、国が総合的に判断していくもの。国においては各方面の意見を参考に慎重に判断していくものと認識している。

江川委員 社会保障費等の無駄を減らして、被保険者、低所得者の負担にならないようにしてほしい。

事務局 いただいたご意見について、機会をとらえて国等へ配慮を求めていく。

会 長 標準保険料率と開きがあるが、保険料統一に向けて、段階的に近づけていくための見通しも含めて、この税率で大丈夫なのか、具体的なものを示せるか、伺いたい。

事務局 現時点でお示しできるデータを持っていないが、基本的な考え方として、本県では令和11年度に保険料水準の統一を目指して検討を進めている。さらに、他自治体の先事例を踏まえ、令和14年度までを経過期間として、令和15年度が保険税率の完全統一の初年度となる。毎年、県から国

保事業費納付金の額と標準保険税率が示されるが、本市としては、毎年保険税率を改定するのは事業運営等に支障があると判断し、平成28年以来税率を据え置いてきた。また、応能割と応益割の比率が50対50とされているが、均等割額について、標準保険税率に変動があっても一定にして、低所得者に配慮してきた。令和11年度に向けて、医療費水準は上昇傾向にあり、保険税率も上昇することが見込まれるため、急激な負担増にならないように、一定の年数の中で段階的に税率を決定していきたい。

会 長

ほかに質問、意見はあるか。

各委員

質疑なし。

会 長

それでは、お諮りしたい。本諮問案件については、諮問のとおりこれを了承し、本日答申することとしていかがか。

各委員

異議なし。

会 長

異議ないものと認め、答申については、本日の最後に行う。

円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。